

# 錦江町 すこやか子育て 支援事業のお知らせ



錦江町では安心して子どもを産み育てられるように子育て支援をしています。

現在子育て中のお父さんお母さん、これから妊娠したり出産を控えているお母さん。

ぜひ、次の少子化対策支援事業をご利用ください。

## ①すくすくベビー券

### 支給事業

錦江町で生まれて、住民登録をした新生児を養育する保護者に育児関連用品が購入できる「すくすくベビー券」を支給することになりました。これは、ベビー用品購入補助券を交付し、子育てに関わる経済的負担の軽減を図ることを目的にしています。

### 対象者

錦江町内に3ヶ月以上居住し、平成21年7月1日以降生まれの、錦江町に住民登録をした新生児を養育する保護者※町税を完納していることが条件です。

### 支給額

24,000円(2,000円×12枚綴りのすくすくベビー券)

### 支給期間

交付日から新生児が1歳に至る月まで

### 申請・必要物品

出生届け時に行います

※すくすくベビー券支給申請書(役場衛生チームにあります)

※母子手帳

※印鑑

### 購入店舗

※錦江町内の登録事業所ですくすくベビー券は使用できません。

(登録事業所については保健福祉課衛生チームまでお問い合わせください)

### ・育児関連用品とは

オムツ関連用品・ミルク・哺乳瓶・衣類・入浴関連用品・スキンケア用品・ベビーフード等です。

## ②特定不妊治療費

### 助成事業

錦江町では、不妊に悩む夫婦に対し精神的・経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めるため、不妊治療費の助成を開始しました。

### 対象となる治療

平成21年度内に受けた、配偶者間で行う、医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精(医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても助成の対象となる場合がある。)(以下「特定不妊治療」という。)

### 助成対象者

特定不妊治療を受けた、錦江町に1年以上居住し、夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満の、法律上の婚姻をしている夫婦

